

カイマックス M (CHY-MAX M) に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

「カイマックス M (CHY-MAX M)」については、平成 29 年 2 月 27 日付けで株式会社野澤組カルチャーより遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼添加物の概要

本申請品目は、キモシン（レンネット）の生産性を向上させるため、*Aspergillus niger* var. *awamori* CBS 108914 株を宿主とし、ヒトコブラクダ（*Camelus dromedarius*）由来のプロキモシン遺伝子の導入等を行って得られた遺伝子組換え微生物を利用して生産されたキモシンである。なお、本遺伝子組換え微生物は、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有さない。

3. 利用目的及び利用方法

本申請品目は、従来のキモシンと比較して、利用目的や利用方法に関して相違はない。